

**人口減少社会に対応する行政運営のあり方研究会
「公営住宅の管理運営」作業部会 状況報告**

平成 30 年 3 月 16 日

1 作業部会設置の目的（ねらい）

- ・将来の人口減少社会においても、公営住宅等の入居者及び申込者へのサービス水準を確保し、県と市町村を通じて住宅困窮者の居住の安定を図るため、今後の公営住宅管理のあり方について検討を行う。

2 これまでの活動実績（平成 28～29 年度）

回	開催月日	主な活動（協議）内容
(H28) 第 1 回	平成 28 年 6 月 20 日	・公営住宅を取り巻く状況、今後の活動計画等についての説明 ・公営住宅の指定管理者による活動事例紹介
第 2 回	11 月 2 日	・アンケート調査の集計結果の報告 ・今後の取組方針（検討案）の提示及び意見交換
第 3 回	平成 29 年 3 月 9 日	・家賃滞納対策研修会（県内弁護士による講演）の実施 ・次年度以降の取組方針及び活動計画の確認
(H29) 第 1 回	6 月 8 日	・公営住宅の指定管理制度導入自治体の事例紹介
専門 講座	7 月 27 日 ～28 日	・公営住宅の管理・滞納家賃回収と不当行為等への対応実務に関する専門講座の実施（県外弁護士による集中講座）
第 2 回	10 月 30 日	・滞納整理とトラブル対応、管理運営基準の作成等について意見交換
第 3 回	平成 30 年 2 月 14 日	・家賃滞納対策研修会（県内弁護士による講演）の実施 ・検討状況等の確認、管理運営基準（例）の提供

3 前記活動に対する評価（効果や課題）

- ・専門講座や研修会では、各管理主体が苦慮している家賃滞納や不当行為への対応等について、法律的な見地から丁寧なアドバイスを頂き、実務に通じる知識を深めることができた。
- ・公営住宅管理のサービス水準を継続的・安定的に確保するためには、知識向上への取り組みと管理運営基準に基づく適確な運用が欠かせない。
- ・業務効率を確保するためには、必要に応じて指定管理者制度や外部委託の導入も有効と思われる。

4 今後の活動予定

（1）業務効率の確保対策について

- ・業務効率を確保していくために、指定管理者制度や外部委託等の導入に関する具体的な手法等を検討する。（外部委託等の導入を検討する団体（手上げ方式）による分科会）

（2）管理運営の適正化について

- ・公営住宅管理の専門的知識向上のために、家賃滞納対策研修会を行う。
- ・公営住宅管理のノウハウを継承していくために、管理主体が行う管理運営基準作成のフォローアップを行う。